

一関地区広域行政組合告示第 101 号

一関地区広域行政組合人事行政の運営の状況の公表について

一関地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年一関地区広域行政組合条例第 35 号）で準用する一関市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年一関市条例第 23 号）第 6 条の規定により、令和 6 年度における人事行政の運営の状況を次のとおり告示する。

令和 6 年 12 月 25 日

一関地区広域行政組合
管理者 一関市長 佐藤善仁

第1 人事行政の運営の状況

1 任免及び人数の状況

(1) 採用及び退職の状況

区 分	一般職員
採用者数	8
退職者数	9
参考: 令和6年4月1日採用者	9

採用者数は、構成市町から新たに派遣された職員数、退職者数は、構成市町へ派遣した職員数になります。

(2) 職員数

ア 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数
		令和6年	令和5年	
一般行政部門	総務	7	7	0
	衛生	18	21	-3
	小計	25	28	-3
特別行政部門	介護	26	26	0
合 計		51	54	-3

イ 定員適正化計画の状況

組合職員は、構成市町(一関市及び平泉町)からの派遣職員で構成していることから、組合独自に定員適正化計画を作成しておりません。

ウ 年齢別職員の状況(令和6年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20 ～ 23歳	24 ～ 27歳	28 ～ 31歳	32 ～ 35歳	36 ～ 39歳	40 ～ 43歳	44 ～ 47歳	48 ～ 51歳	52 ～ 55歳	56 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	2	4	3	6	3	2	6	7	5	7	6	51

2 人事評価の状況

地方公務員法の改正により、平成28年度から人事評価制度が法律上の制度として導入されました。人事評価は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、公正かつ定期的に行わなければならないこととされています。

当組合においても、一関地区広域行政組合職員人事評価実施規程により、評価基準の明示や評価結果の本人への開示などの仕組みを導入し、評価の観点として「能力評価」と「業績評価」の両面から評価して、人事管理の基礎とすることを定めています。

取組の状況としては、全職員を対象とした人事評価の基礎研修を実施し、あわせて公正な評価の確保のために評価者を対象とした定期的な研修を実施しております。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況(令和5年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (R6.3.31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
人	千円	千円	千円	%
113,395	18,939,526	814,855	398,567	2.1

(2) 給与費の状況(令和6年度普通会計当初予算)

職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
51	201,392	35,371	77,323	314,086	6,158.5

※ 職員手当には、退職手当及び児童手当は含まれていません。

(3) 職種別・学歴別初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		決定初任給	採用2年経過日 給料額
一般行政職	大卒	197,800 円	208,300 円
	高卒	167,900 円	176,300 円

(4) 平均給料月額と平均年齢の状況(令和6年給与実態調査)

区分	一関地区広域行政組合		国		岩手県	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	円	歳	円	歳	円	歳
技能労務職						
	355,300	43.7	405,378	42.01	321,419	42.02
			330,553	51.02	302,209	52.01

(注) 技能労務職は該当者なし。

(5) 一般行政職の級別職員の状況(令和6年4月1日現在)

区分	職名	職員数	構成比
		人	%
1級	主事 技師	4	10
2級	主事 技師	5	12
3級	主任主事	9	22
4級	係長 主査	12	29
5級	課長補佐 副所長	6	15
6級	事務局次長 課長	4	10
7級	事務局長	1	2
計		41	100

(注) 組合が準用する一関市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(6) 昇給期間短縮の状況

制度改正に伴い、平成18年4月1日から昇給期間短縮は行っていません。

(7) 主な職員手当の状況

ア 扶養手当、住居手当、通勤手当(令和6年4月1日現在)

区分	内 容
扶養手当	1 配偶者 月額 6,500円
	2 子 月額 10,000円 ※ 16歳から22歳までの子の場合には、5,000円が加算される。
	3 配偶者、子以外の扶養親族 月額 6,500円
住居手当	1 借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し家賃の額に応じ、 月額27,000円まで
	2 配偶者が借家・借間又は自宅に居住している単身赴任者 1の2分の1の額
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃等に応じ月額55,000円まで
	2 自家用車等利用者 通勤距離に応じ月額38,300円まで

組合が準用する一関市の給与条例に基づいており、一関市と同じ状況となります。

イ 時間外勤務手当(令和5年度)

正規の勤務時間外に勤務した職員に支給されます。

支給総額	14,582,442 円
職員1人当たり支給年額	310,265 円

ウ 特殊勤務手当(令和5年度)

著しく、危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に支給されます。

職員全体に占める手当支給職員の割合	16.67% %
支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和5年度)	59,547 円
手当の種類(令和6年4月1日現在)	15 種類
支給額の多い手当(令和5年度決算)	廃棄物処理等業務手当
多くの職員に支給されている手当(令和5年度)	廃棄物処理等業務手当

エ 期末・勤勉手当の状況(令和5年度)

1人当たり平均支給額 1,371,583 円

支給割合	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225 月分	0.975 月分
12月期	1.275 月分	1.025 月分
計	2.50 月分	2 月分

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり

一般行政職の加算率 3級 5% 4級及び5級 10% 6級及び7級 15%

オ 退職手当(令和6年4月1日現在)

退職時の給料月額に、下表の支給率を乗じた額です。支給率は国と同率です。

区分	自己都合	勸奨・定年など
勤続20年	19.6695 カ月分	24.586875 カ月分
勤続25年	28.0395 カ月分	33.27075 カ月分
勤続35年	39.7575 カ月分	47.709 カ月分
最高限度	47.709 カ月分	47.709 カ月分

このほか、定年前早期退職者特例措置(2~45%の割り増し)あり。

(8) 特別職の報酬の状況

特別職の職員のうち、令和6年4月1日現在組合議会議員の議員報酬の状況です。

区 分	議員報酬年額
議員報酬	議 長 36,000 円
	副 議 長 32,000 円
	議 員 30,000 円
期末手当	該当なし
退職手当	該当なし

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、一関市の条例等を準用しています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分で、1週間38時間45分です。

(2) 休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの60分としています。

(3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

(4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇があります。

有給休暇には、事由を限らず、毎年付与される年次休暇と、特定の事由に基づいて認められる病気休暇、特別休暇があります。特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等の事由を27項目設けています。

無給休暇には、介護休暇があります。

○一般職員の年次休暇の使用状況(令和5年)

総使用日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均使用日数 (b)/(c)
563.1 日	54 人	10.4 日

※ 勤務条件調査によるもので、全対象職員数とは、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの全期間を在職した職員で、退職者、育児休業者、派遣、勤務時間が異なる施設職員、技能労務職を除く職員です。

(5) 介護休暇の取得状況(令和5年度)

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために、連続する6月の期間内に勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇ですが、令和4年度中の取得者はいませんでした。

5 休業に関する状況

(1) 育児休業

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的として設けた制度で、3歳未満の子を養育する職員が対象となっている、無給の制度です。

ア 育児休業及び部分休業の取得者数

区分	男性職員	女性職員	計
令和5年度中に新たに育児休業を取得した職員		1	1
令和5年度中に新たに部分休業を取得した職員			0
令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員		1	1

イ 育児休業の承認期間(令和5年度中に新たに取得した職員に限る。)

期間	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え 3年以下	計
取得職員数			1				1

6 分限及び懲戒処分の状況(令和5年度)

(1) 分限処分者数

処分事由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数(行為別)

処分の具体的事由	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	0	0	0	0	0
一般非行関係	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(3) 刑事処分者数

事件の種類	降任	免職	休職	降給	計
横領による場合	0	0	0	0	0
傷害・暴行による場合	0	0	0	0	0
公職選挙法違反による場合	0	0	0	0	0
道路交通法違反による場合	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

7 サービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、民間企業の勤労者とは異なるサービス上の強い制約が課されています。

これらのサービス規律を保持し円滑な行政組織の運営を図るため、全職員に対してサービス規律保持のため周知しました。

サービス規律周知の状況(令和5年度)

項目	件数
交通安全の確保及び交通事故防止に関すること	3
業務上の利害関係者との接触	2
職員倫理の保持に関すること	1
服装・みだしなみに関すること	0

8 退職管理の状況

退職は、構成市町へ派遣となり、構成市町で退職となります。

9 研修の状況(令和5年度)

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、一般職員研修を計画的に行っています。さらに、実務能力や専門知識の向上のため派遣研修を実施しています。

区分	受講延べ人数
階層別研修	8
特別研修	10
派遣研修	1
人事評価研修	9
自己啓発	4
計	32

階層別研修は新採用研修、特別研修は独自研修、派遣研修は市町村アカデミー、自己啓発は通信教育など。

10 福祉及び利益の保護の状況(令和5年度)

(1) 福利厚生事業の概要

職員の健康診断を実施し、健康管理を行っています。また、県市町村共済組合と県市町村職員健康福利機構に加入し福祉厚生事業を行っています。

ア 職員の健康診断の状況

区分	対象職員数	受診者数	受診率
	人	人	%
生活習慣病予防健診	54	54	100.0
ストレスチェック	54	54	100.0
胃検診	36	36	100.0
婦人検診	乳がん	9	100.0
	子宮頸がん	16	93.8
B型肝炎予防接種	4	4	100.0
情報機器作業健康診断	3	3	100.0

イ 各種事業の概要

職員の福利厚生制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法及び、地方公務員法第42条によって定められています。制度の運用は、岩手県市町村職員共済組合と、岩手県市町村職員健康複利機構が実施しています。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は、一時金の支給を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金貸し付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

また、健康福利機構では、組合員である職員とその家族の病気やケガの場合の医療補助金、出産時の出産給付金の支給や、ライフプラン・自己啓発支援のための各種講座を開催しています。

ウ 福利厚生制度に係る組合の負担状況

共済組合、健康福利機構の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である組合の負担金、補助金によって賅われています。

(2) 公務災害補償の状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、傷害及び死亡)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業(福祉事業)を行うことを目的としています。

具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。なお、令和5年度の公務災害又は通勤災害が発生し認定された件数は0件でした。

第2 人事行政の運営に関する業務の状況(令和5年度)

1 職員の競争試験の状況

組合では、構成市町からの派遣職員で構成しているため、独自に職員を採用していないことから、競争試験は行っておりません。

2 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

措置の要求はありませんでした。

3 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

不服申し立てはありませんでした。